

総務常任委員会資料
2021年(令和3年)3月5日
政策局シティセールス推進室シティセールス課

議案第2号関連資料

「明石市企業版ふるさと納税地方創生基金条例」の概要について

1 条例制定の目的

企業版ふるさと納税については、本市のまちづくりの応援団を増やすとともに、地方創生に向けた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取組み（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（以下「寄附活用事業」という。）に対する民間資金の活用を図るため、昨年11月に制度導入したところです。

このたび、企業版ふるさと納税の第一弾として、信金中央金庫より、3か年計画の寄附活用事業の「本のまち推進事業（まちなか図書館事業）」に対して、寄附金を受領しました。

なお、企業版ふるさと納税の寄附金については、①基金を設置して積み立てる場合を除き、寄附があった当該年度内に、寄附金全額を事業費に充てること、②寄附額が総事業費を超えないこと等の要件が定められています。

については、企業版ふるさと納税の受け皿として、新たに基金を創設し、このたびの寄附金の取扱いを含め、企業版ふるさと納税の有効活用と円滑な制度運営を図ろうとするものです。

2 条例の概要

(1) 基金の設置目的（第1条関係）

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費に充てるためとする。

(2) 基金の積立額（第2条関係）

一般会計歳入歳出で定める額とする。

(3) 基金の処分（第6条関係）

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に充てる必要があると認める場合に限り、予算に計上して処分することができることとする。

(参考) 基金の用途の例

まち・ひと・しごと創生総合戦略(改訂する場合を含む)に掲げる事業に充当する。

- ① 若い世代の子育て環境を整える事業
- ② 新たな人の流れをつくる事業
- ③ まちの賑わいを高める事業
- ④ 安全・安心な暮らしを実現する事業

(4) 施行日

公布の日

3 寄附金の基金活用

(1) 企業版ふるさと納税

- ① 寄附額 10,000千円(3月補正予算措置)

※信金中央金庫の地域創生応援スキーム「SCBふるさと応援団」より寄附

- ② 寄附受領日

2021年2月24日(水)

(2) 基金への寄附金等の積み立て(3月補正予算措置)

寄附金については、本年度まちなか図書館事業に一部(100千円)充当し、年度末に執行残(9,900千円)と市からの繰入金(100千円)とを合わせて、基金に10,000千円を積み立てる予定です。

(注) 企業版ふるさと納税については、寄附額が総事業費を超えないこととされているため、制度上の整合性を図るため、市から基金へ財源を繰入するものです。

【基金を活用した事業推進イメージ図】

